



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社電業社機械製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 柳瀬宜浩
コード番号 6365 東証第 2 部
問 合 せ 先 上席執行役員 管理本部長
山本 昇
(TEL 055 - 975 - 8221)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 74 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上および公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 8 条(株券の発行)につきましても、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

(3) 当社取締役会は、平成 21 年 5 月 20 日公表の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)導入について」に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第 118 条第 3 号)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第 118 条第 3 号口(2))として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策が当社にとって必要不可欠と考えております。かかる当社株式等の大規模買付行為に関する対応策については、株主の皆様の意思に依拠すべきと考えられていることから、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策を当社株主総会の決議によって導入等ができることを明確にするため、定款変更案第 18 条第 1 項を新設するものであります。

また、定款変更案第 18 条第 2 項を新設する理由は、会社法の定めでは、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権無償割当てを行うことができる(会社法第 278 条第 3 項本文)とされておりますが、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の一環として新株予約権の無償割当てを行う場合にも株主の皆様の意思を尊重するべく、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定していただくか、または、株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが可能となるようにするためです。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 9 条 当社の単元株式数は、100株とする。 2 当社は、<u>前項の規定にかかわらず単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)<u>は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> 1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第12条 当社の株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第19条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の決議事項) 第18条 株主総会は、法令または定款に別段の定めがある事項のほか、当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入、変更、存続および廃止について定めることができる。 <u>当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。</u></p> <p>2 当社は、当社の株式等の大規模買付行為に関する対応策に定める手続きに従い、新株予約権の無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</p> <p>第19条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。 第 2 条 前条および本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、平成22年1月6日をもって前条および本条は自動的に削除されるものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上